（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条　［略］

［２・３　略］

４　第一項第七号リの「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。

［一～四　略］

五　当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等である次に掲げる者

［イ・ロ　略］

ハ　貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者

六　［略］

（投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面）

第百六十八条の二　第百五十七条第一項第十六号ロの投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面は、音声を記録することができる記録媒体であって当該助言の内容を容易に検索することができるように体系的に構成する方式により記録したものをもってこれに代えることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第百五十三条　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者

六　［同上］

［条を加える。］

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和五年八月十五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省　令

○国土交通省令第六十一号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条第二項、第二十七条第三項（これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十九条の九第一項並びにタクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十三条及び第四十六条第一項の規定に基づき、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（自家用有償旅客運送自動車の特定自動運行保安員）	（自家用有償旅客運送自動車の特定自動運行保安員）
第五十一条の十六の二　（略）	**第五十一条の十六の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に特定自動運行保安員を乗務させるときは、当該特定自動運行保安員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が特定自動運行保安員であることを表示させなければならない。	（新設）